八、まるふじ製菓こと藤嶋覚に対する件

昭和四十六年（排）第三十三号

排除命令

福岡県宗像郡福間町二千六百七十八番地の二十六
まるふじ製菓こと
藤嶋覚

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　まるふじ製菓こと藤嶋覚は、その販売する小売価額二百円の「鯛味噌」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、同人が当該商品に過大な包装箱を用い、その内容物が包装箱の総容積の約二十八パーセントに相当する量しかなかった旨を、すみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、その販売する「鯛味噌」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な包装容器を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し、誤認される表示をしてはならない。

三　同人は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　まるふじ製菓こと藤嶋覚（以下「まるふじ製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、菓子および海産物の加工販売業を営む事業者である。

二　まるふじ製菓は、小売価額二百円の「鯛味噌」と称する観光土産品を昭和四十五年六月ごろから製造し、福岡県内の地域に販売している。

当該商品は、上下の平面の一辺が五・四センチメートルの正八角形、高さ四センチメートル（総容積五百三十五立方センチメートル）の鯛の絵および鯛味噌等の文字が表示されたボール紙製の包装箱に内容物が詰められており、あたかも外見からは、内容物が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物である鯛味噌はビニール製の袋に包まれて、包装箱の中に詰められており、鯛味噌の総体積（約百五十立方センチメートル）は、包装箱の総容積の約二十八パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、まるふじ製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年八月三日

公正取引委員会

委員長　谷村裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男